

就学援助制度について

山元町では、町内の小・中学校に在学するお子さんを監護する保護者の方で、経済的に困窮し、町の就学援助の要件に該当する方に対し、学用品費、学校給食費等について、毎年度文部科学大臣が定める額を参考に援助します。

1 対象者

対象となる方(申請後に審査があります)

- (1) 生活保護受給者世帯(要保護世帯)
- (2) 生活保護に準ずる程度に経済的に生活が困窮している世帯で、次の事項に該当する場合(準要保護者)

前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ・生活保護が保護の停止又は廃止となった世帯
- ・町民税が非課税又は減免されている世帯
- ・国民年金保険料の免除されている世帯
- ・国民健康保険税の徴収の猶予又は減免されている世帯
- ・児童扶養手当の受給を受けている世帯
- ・生活安定資金の貸付を受けている世帯

上記以外の者で、特に援助が必要と認められる者

(所得により審査があります。援助の対象となる所得については、家族構成や年齢等により異なります。)

※年度途中で転居・転出された場合や虚偽の内容で申請を行った場合など、認定要件を欠くことがあれば、支給した金額を返還していただく場合があります。

申請時から世帯状況が変わらるような場合には、速やかに申し出てください。

2 申請方法

- (1) 「就学援助受給申請書【新規・継続】」にご記入の上、必要書類を添付しお子さんの在籍する学校へ提出してください。(必要書類が添付されていない場合や不備がある場合には、受理できないことがあります。)
- (2) 年度当初から認定をご希望の場合は、前年度中に学校から配布されるお知らせをご確認の上、期間内に申請してください。

*令和8年度当初の受付期間は、下記のとおりです。

1 在籍児童生徒:令和8年2月2日(月)～令和8年2月27日(金)まで

2 新入学予定者:令和8年4月17日(金)まで

※申請用紙等は、町内小中学校にも準備しております。

- (3) 年度途中での申請は隨時受け付けますが、認定された月の翌月から月割りの支給になります。
- (4) 就学援助の認定は毎年度行います。新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請している方や、現在就学援助を受給している方であっても毎年度必ず申請書の提出が必要となります。

3 援助の決定

- (1) 申請書受理後、教育委員会において世帯の状況や所得額などを審査し、援助の決定を行います。結果については、審査終了後通知いたします。
- (2) 前年度認定されていた場合でも所得状況や世帯構成に変更があれば、認定されない場合があります。

4 援助の内容(令和8年1月現在)※金額は制度改正により変更となる場合があります。

費目	支給限度額(年額)		備考
	小学校	中学校	
学用品費	11,630円	22,730円	
通学用品費	2,270円	2,270円	第1学年を除く
校外活動費(宿泊無し)	1,600円	2,310円	参加者のみ (左記金額を上限とする)
校外活動費(宿泊有り)	3,690円	6,210円	参加者のみ (左記金額を上限とする)
修学旅行費*1	修学旅行に要する経費として均一に負担する額。		
新入学児童生徒学用品費	57,060円	63,000円	4月1日付で認定された第1学年のみ
医療費*2	学校保健安全法施行令第8条で定める疾病の治療にかかる経費を直接町から受診医療機関へ振り込むものとする。		
学校給食費	児童生徒が年間支払う金額を援助。		

*1 要保護世帯の支給費目は、「修学旅行費」のみとなります。

*2 対象となる疾病は次の通りです。

(トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿瘍疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯(虫歯)、寄生虫病(虫卵保有を含む))

5 注意事項

- (1) 申請者の世帯状況を確認するため、教育委員会や学校又は居住する地区の民生児童委員が世帯状況の確認、聞き取りを行う場合がありますので、御協力をお願いします。
- (2) 就学援助は、保護者が支出した費用を援助するための制度であり、学校納付金等を免除するものではありません。学校納付金は、保護者が必ず指定期日までに納入して下さい。

6 提出書類

- (1) 就学援助受給申請書(様式第1号)
- (2) 銀行等口座振込依頼書兼校長からの現金受領同意書・委任状
- (3) 振込先指定口座の通帳の写し(別紙台紙に貼り付けてください)
- (4) 援助を受けたい理由に該当するいづれかの書類(申請書参照)
ア 個人の町民税の減免通知書の写し

- イ 国民年金申請免除承認通知書の写し
 - ウ 国民健康保険税の減免通知書の写し
 - エ 児童扶養手当証書の写し
 - オ 生活福祉資金の貸付決定通知書の写し
 - カ 罹災証明書の写し(東日本大震災のみ対象)
 - キ 非課税証明書
- ク 前年中(※1)の世帯収入がわかる書類の写し(収入がある世帯員全員分)
- (※1)令和8年度に申請する場合には、令和7年中の収入がわかる書類の写しが必要です。
- ・源泉徴収票(年末調整済みのもの)の写し・確定申告書の控えの写し・住民税申告書の写し 等

7 その他

御不明な点は、下記またはお子さんの在籍する学校までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
山元町教育委員会 教育総務課
電話 37-5115